

退職予定の
皆さまへ

一般財団法人 神奈川県教育福祉振興会

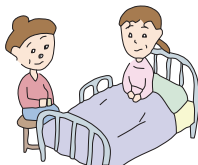
「医療互助事業」のご案内

当会では、退職後の事業として医療費の補助や長寿祝金の給付を行う「医療互助事業」を実施しています。ご退職時に加入資格を有する方は、申込期日までに「医療互助会員加入申込書」をご提出のうえお手続きをお願いします。

医療互助事業に加入後は…

●入院はもちろん日常の病気やケガの通院にかかる給付を受け取ることができ安心です。

医療機関で保険適用の治療を受けたとき、医療機関ごとに1ヶ月分の治療費と薬代等が2,100円を超えた自己負担部分の金額を「療養補助金」として給付しています。



療養補助金給付期間 **退職日翌日から70歳年度末まで**

※75歳まで延長可能（特別追加金要）

※療養補助金の受け取り終了後も、お祝い金などの給付があります。

●退職後の余暇の充実にお役立てください。



講師と歩く歴史講座への参加や、契約リゾート施設等の割引利用、カルチャーセンターやスポーツ施設の利用補助等を受けていただけます。その他にも、長寿祝金の給付や人間ドックの補助事業もあります。



医療互助事業の加入手続き

加入資格	現職会員を退職された方（会員期間5年以上）及びその配偶者の方でいずれも 満45歳以上の方
提出書類	医療互助会員加入申込書 ※「退職後の事業のご案内」に差込みしています。
申込期日	退職日の翌日から 6ヶ月以内 にご提出ください。 ※3/31退職の方の申込期限は、 9/30（必着） です。 ※期日後の申込みはお受けできません。 ※再任用終了後の申込みはできません。
加入掛金	加入時の年齢 により金額が決まります。 ※現職中に積み立てた継続会費から掛金に充当いたします。 【定年(60歳)でご退職の場合】*R3.4.1時点の参考掛金です。 基準掛金(60歳) 600,000円 継続会費累計額 ▲800,000円 （個人により積立額は異なります。） 還付金額(概算) 200,000円（後日お返しいたします。）

この先の医療費が心配…

思わぬ病気やケガで月に何万円もの治療費が継続して必要となることもめずらしくありません。振興会では「入院」だけでなく日常の「通院」にかかる医療費の給付もあり安心です。

突然の大病に見舞われたとき

「ある日突然入院、手術を宣告されて…加入していて本当によかった！」というお言葉をいただいています。

医療保険等の見直しを検討されている方…

当会の医療互助制度は、一般の保険とは異なり、互助の精神を基盤として運営しています。加入時に納付する掛金以外、月会費、年会費等はなく、安心してご加入いただけます。

退職後の生きがい活動に

振興会が企画する各種事業への参加を通して、退職教職員の会員の皆さんとつながりを持つことができます。

会員資格は終身です!!

多くの皆さまに支えていただくことでより制度の充実が図れます。退職後の健康で豊かな生活のため、是非「医療互助事業」にご加入ください。

※制度に関する詳細は、退職後（5月下旬頃）にご自宅に送付する「退職後の事業のご案内」をご覧ください。

詳細はお問い合わせください

一般財団法人 神奈川県教育福祉振興会
医療・貸付班 045-681-3054